

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年3月23日

【会社名】 アクセントチュア・パブリック・リミテッド・カンパニー
(Accenture public limited company)

【代表者の役職氏名】 ダグラス・G・スクリブナー
執行役員兼ジェネラル・カウンセラー
(Douglas G. Scrivner, Executive Officer and General Counsel)

【本店の所在の場所】 アイルランド、ダブリン2、グランドキャナルハーバー、グランドキャナルスク
エア1
(1 Grand Canal Square, Grand Canal Harbour, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 水口 美穂

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区赤坂2丁目17番7号 赤坂溜池タワー6階
クリフォードチャンス法律事務所 外国法共同事業

【電話番号】 03-5561-6640

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦澤 千尋
弁護士 渡邊 真紀子

【連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 0米ドル(0円)(注1)
(29,805,000米ドル(2,662,778,700円)(注2))(注3)
(注1)新株予約権証券の発行価額の総額
(注2)新株予約権証券の発行価額の総額に、新株予約権の行使時の払込金額
の総額(見込額である。詳細は「第一部 証券情報」を参照のこと。)を
合計した金額である。
(注3)括弧内の円金額は、1米ドル=89.34円の為替レート(2010年3月5日
現在の株式会社三菱東京UFJ銀行発表の対顧客電信直物売買相場仲
値)により計算されている。1米ドル未満及び1円未満はそれぞれ四
捨五入している。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年3月12日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、一部について訂正がありましたので、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新株予約権証券の募集

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

第二部 企業情報

第5 提出会社の状況

3 株価の推移

第6 経理の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は、下線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新株予約権証券の募集】

(1)【募集の条件】

< 訂正前 >

(前略)

摘要	今回の募集の実施は、当社取締役会に属する報酬委員会（Compensation Committee、以下「委員会」という。）により決定された。
----	--

(中略)

(注2) 上記の発行数は、日本において本制度に基づき交付される株式が全て新規発行株式である場合の数字である。当該発行数は、2009年3月5日（ニューヨーク時間）のニューヨーク証券取引所における当社クラスA普通株式の公正市場価額41.15ドルの85%である34.9775ドル（3,124円）を購入価格と仮定し、募集見込額29,805,000米ドル（2,662,778,700円）をこれと除することによって算出された最大発行可能株式数に1対1の比率で対応する個数である。公正市場価額は、該当日の(i)かかる日に当社クラスA普通株式の公開市場が存在している場合には、当該日に、当社クラスA普通株式が上場され若しくは取引が認められている主要な全国規模の証券取引所の平均値において提示された、当社クラスA普通株式の最高値及び最安値の平均値、又は本件株式が全国規模の証券取引所に上場されず若しくは取引が認められていない場合には、ナスダック（又はかかる価格の表示が定期的に行われている市場）で表示されている当社クラスA普通株式1株当たりの買呼びの終値と売呼びの終値の平均値、又は本件株式の売却が、当該日の全国規模の証券取引所の平均値に提示されておらず若しくはナスダックに表示されていない場合には、本件株式の売却が提示され、若しくは表示された日の直前の日にかかる平均値をいい、(ii)該当日に、本件株式の公開市場が存在しない場合には、委員会が誠実に設定した価額を意味する。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

摘要	今回の募集の実施は、 <u>2009年12月3日の当社取締役会に属する報酬委員会(Compensation Committee、以下「委員会」という。)</u> 及び <u>2009年12月10日の当社取締役会により決定された。</u>
----	--

(中略)

(注2) 上記の発行数は、日本において本制度に基づき交付される株式が全て新規発行株式である場合の数字である。当該発行数は、2010年3月5日(ニューヨーク時間)のニューヨーク証券取引所における当社クラスA普通株式の公正市場価額41.15ドルの85%である34.9775ドル(3,124円)を購入価格と仮定し、募集見込額29,805,000米ドル(2,662,778,700円)をこれと除することによって算出された最大発行可能株式数に1対1の比率で対応する個数である。公正市場価額とは、当該日の(i)かかる日に当社クラスA普通株式の公開市場が存在している場合には、当該日に、当社クラスA普通株式が上場され若しくは取引が認められている主要な全国規模の証券取引所の平均値において提示された。当社クラスA普通株式の最高値及び最安値の平均値、又は本件株式が全国規模の証券取引所に上場されず若しくは取引が認められていない場合には、ナスダック(又はかかる価格の表示が定期的に行われている市場)で表示されている当社クラスA普通株式1株当たりの買呼びの終値と売呼びの終値の平均値、又は本件株式の売却が、当該日の全国規模の証券取引所の平均値に提示されておらず若しくはナスダックに表示されていない場合には、委員会が誠実に設定した価額を意味する。

(後略)

(2) 【新株予約権の内容等】

< 訂正前 >

(前略)

(注2) 「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は参加期間の最終日(2011年11月1日)に支払われる購入価格に相当する。1株当たりの購入価格は、参加期間の最終日(2011年11月1日)におけるクラスA普通株式の公正市場価額の85%とする。ここでは、便宜的に2010年3月3日(ニューヨーク時間)のニューヨーク証券取引所における当社クラスA普通株式の公正市場価額41.15ドルの85%である34.9775ドル(3,124円)を購入価格と仮定している。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

(注2) 「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は参加期間の最終日(2011年11月1日)に支払われる購入価格に相当する。1株当たりの購入価格は、参加期間の最終日(2011年11月1日)におけるクラスA普通株式の公正市場価額の85%とする。ここでは、便宜的に2010年3月5日(ニューヨーク時間)のニューヨーク証券取引所における当社クラスA普通株式の公正市場価額41.15ドルの85%である34.9775ドル(3,124円)を購入価格と仮定している。

(後略)

第二部【企業情報】**第5【提出会社の状況】****3【株価の推移】**

< 訂正前 >

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】 (単位:ドル)

決算年月	2005年8月	2006年8月	2007年8月	2008年8月	2009年8月
最高	27.60	33.05	44.00	42.32	41.96
最低	21.00	24.45	28.28	31.91	26.67

(引用:ブルームバーグ・エルピー)

(2) 【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

下記の表には、当該事業年度中最近6箇月間のニューヨーク証券取引所で取引された当社普通株式の最高値および最安値が記載されている。

(単位：ドル)

月別	2009年3月	2009年4月	2009年5月	2009年6月	2009年7月	2009年8月
最高	31.96	29.57	30.90	33.72	35.46	36.57
最低	27.09	26.67	28.82	29.71	32.39	33.00

(引用：ブルームバーグ・エルピー)

<訂正後>

下記の表には、各該当期間にニューヨーク証券取引所で取引された当社普通株式の最高値および最安値が記載されている。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

(単位：ドル)

決算年月	2005年8月	2006年8月	2007年8月	2008年8月	2009年8月
最高	27.60	33.05	44.00	42.32	41.96
最低	21.00	24.45	28.28	31.91	26.67

(引用：ブルームバーグ・エルピー)

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

(単位：ドル)

月別	2009年9月	2009年10月	2009年11月	2009年12月	2010年1月	2010年2月
最高	37.89	39.51	41.04	42.87	43.75	41.62
最低	33.21	36.53	37.65	40.63	40.99	39.75

(引用：ブルームバーグ・エルピー)

第6【経理の状況】

<訂正前>

1. 本書記載のアクセンチュア・リミテッド(以下「アクセンチュア」という。)の連結財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して作成されている。アクセンチュアが適用した会計原則、会計手続および表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められている会計基準、会計手続および表示方法との間の主な相違点に関しては、「4. アメリカ合衆国と日本国における会計原則および会計慣行の相違」に説明されている。

本書記載のアクセンチュアの連結財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)第127条第2項の規定の適用を受けている。

(後略)

<訂正後>

1. 本書記載のアクセンチュア・リミテッド(以下「アクセンチュア」という。)の連結財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して作成されている。アクセンチュアが適用した会計原則、会計手続および表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められている会計基準、会計手続および表示方法との間の主な相違点に関しては、「4. アメリカ合衆国と日本国における会計原則および会計慣行の相違」に説明されている。

本書記載のアクセンチュアの連結財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)第129条第2項の規定の適用を受けている。

（後略）